

觀音寺市耐震改修促進計画

平成31年 4月

令和 4年 3月 (改正)

觀 音 寺 市

— 目 次 —

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 本計画とSDGs・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 想定される地震の規模と被害の想定・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

- 1 住宅・建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・・・・・・・・ 9

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 今後の取組みの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項・・・・ 21
- 4 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針・・ 22
- 5 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要・・ 24
- 6 安心して耐震診断及び耐震改修を行うための環境整備・・ 24
- 7 地震時の総合的な安全対策に関する概要・・・・・・・・・・ 26
- 8 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・ 27

第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 融資制度及び税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

- 1 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2 耐震化に努める建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神、淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言がとりまとめられました。

これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めたことから、香川県では、平成19年3月に「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」（以下「第一次計画」という。）を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%に定められたことなどを踏まえ、後継計画として「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発

生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けました。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まりました。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本市でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミック（世界的大流行）を起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっています。

今般、第二次計画が令和3年3月をもって計画期間が終了したことにより、第二次計画における取組みの成果や課題等を検証し、国の基本方針の改正内容を踏まえ、香川県地域防災計画との整合を図り、後継計画として「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」が策定されました。

本市においても県の第三次計画が令和3年10月に策定されたことから、観音寺市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に促進するため、本計画を改正するものです。

2 計画の目的

本計画は、近い将来発生が予想されている南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊から人的・経済的被害の軽減を図るため、主として昭和56年以前の基準（旧耐震基準）で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計

画的に促進することを目的とします。

3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（高松市）においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域については知事をいう。
旧耐震基準	耐震の基準が見直された、昭和56年6月1日より前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。

耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
住宅	市内にある民間住宅で、戸建て、長屋建て及び併用（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）のものをいう。
避難路	本計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路を下記に示す。 ア 香川県地域防災計画において緊急輸送路として指定された道路 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路 ウ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条に規定する学校が定める通学路

4 計画の期間基本的事項

法では、

① 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めなければならないものとする。(法第3条第4項)

② 特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。(法第14条第1項)

とされており、国の基本方針でも、「住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、国及び地方公共団体は所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるべき」とされています。

これを受け、本市においても、平成23年度から県と連携し、住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への補助制度を創設し、平成26年度からは県が指定する避難路の沿道建築物や防災拠点建築物の耐震診断の義務付け及び補助整備の創設を行いました。さらに、住宅の耐震対策の補助制度では、平成28年度から簡易な耐震改修や耐震シェルター・耐震ベッドについても補助対象に加え、令和3年度には耐震改修の補助額を増額するなどの制度拡充も行っております。

また、耐震対策講習会の開催などによる周知啓発や相談窓口の整備を行うなど、県と連携を図り、それぞれの役割分担において各種施策を推進し、市民の住宅・建築物の耐震化における自主的、主体的な取組みに対し支援を行います。

5 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月、国際サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

6 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針及び第三次計画にあわせて令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行い、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行なう。

7 想定される地震の規模と被害の想定

将来本市において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）
- ② 南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（L1）
- ③ 中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部）を震源域とする地震
- ④ 長尾断層帯を震源域とする地震

が想定されている。

このうち、本計画で想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）とする。その被害は次表のように想定されている。

南海トラフ^{*1}を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス^{*2}）
（平成25年3月31日、8月28日県公表による）

項 目		被害想定結果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード ^{*3}	9.0
震度の予測	震度分布	6弱～7
	液状化分布	臨海部のほとんどがランクA ^{*4} 低地部のほとんどがランクD
	津波	高さ3.2m～3.7m (満潮位・地殻変動考慮)
建物被害	揺れによる被害	5,100棟
	液状化による被害	160棟
	津波による被害	200棟
	急傾斜地崩壊による被害	20棟
	地震火災による被害(冬18時 ^{*5})	2,200棟
	合計	7,600棟
人的被害	死者(冬深夜 ^{*5})	790人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者340人)
	負傷者(冬深夜 ^{*5})	2,500人(うち建物倒壊及び火災による被害負傷者2,110人)
	避難者(冬深夜 ^{*5})	避難所
避難所外		8,700人

(注意事項)

※1 南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝のことをいう。

※2 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波のことをいう。

※3 モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるもので、この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。

いわゆるマグニチュードは、日本では気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に

表すことができない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われているものである。

※4 液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い

危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い

危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5 被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成30年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、市内の住宅数は、約21,940戸となっている。建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約14,456戸（65.9%）あり、それ以外の約7,485戸（34.1%）が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅である。国の推計方法に準じて推計を行うと、この7,485戸のうち2,620戸は耐震性を有しているものと考えられる。以上のことから、市内の住宅のうち、約17,076戸が耐震性を有しており、平成30年度末の住宅の耐震化率は77.8%と推計した。

表2-1 住宅の耐震化の進捗状況

	平成20年度	平成25年度	平成30年度
総戸数	21,840件	22,470件	21,940件
耐震性あり戸数	14,608件	16,430件	17,076件
耐震性なし戸数	7,232件	6,040件	4,864件
耐震化率	66.9%	73.1%	77.8%

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

住宅を除く建築物のうち一定規模以上の建築物については、令和2年度末の耐震化率90%を目標に各種施策を進めてきた結果、計画期間における耐震化率の推移は表2-2のとおりとなっております。

表2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移（単位：％）

区 分			耐 震 化 率 の 推 移		目標の耐震化率 令和2年度末
			平成27年度	平成30年度	
住 宅			76	78	90
特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用するもの	災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設	国、県、市町の防災拠点となる庁舎 警察本部、警察署 消防本部、消防署 など	83	83	90
	被災時の避難者の収容施設	学校、体育館など	100	100	100
	被災時の救護施設	病院	76	86	90
	被災時の要援護者施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 保育所など	83	83	90
	被災時の一時居住施設	公営住宅など	100	100	100

※住宅は戸数ベース、特定建築物は棟ベースで算定

※特定既存耐震不適格建築物

- ・幼稚園、保育所等：階数が2以上かつ床面積が500㎡以上のもの
- ・小中学校、特別支援学校、老人ホーム等：階数が2以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの
- ・体育館：階数が1以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの
- ・その他のもの：階数が3以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの

2 住宅・建築物の耐震化の課題

(1) 住宅の耐震化の課題

ア 建物所有者の意志に左右される民間住宅は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。

イ 旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念される。

ウ 耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響される。

エ 令和2年度に県が実施した防災対策に関するアンケートでは、耐震改修を実施しない理由として、「費用が高い（51.8%）」、「大きな地震が来たら住宅の耐震化をしても効果がないと考えている（30.4%）」等が上位となっており、このうち費用の問題は、これまでも常に上位を占めている理由となっている。

オ 住宅の所有者や耐震改修にあまり携わっていない事業者にとって、耐震改修工事は「費用が高い」という印象がいまだに根深く残っていると考えられる。

（2）建築物の耐震化の課題

ア 旧耐震基準で建築された建築物の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念される。

イ 耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響される。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響で、経済が打撃を受けたことから、建物所有者が耐震改修などの設備投資を行う余力が低下しており、資金繰りが困難となっている事例も見受けられる。

3 特に耐震化を図るべき建築物及び目標

（1）基本方針

本計画では、住宅をはじめ、現状の耐震化率が比較的低い、用途が病院・診療所及び物販店舗の建築物のほか、大規模地震発生時において、倒壊による多

数の死者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。

また、県、市、関係団体等が連携して、市内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、市民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進する。

なお、想定される大規模な地震による経済被害額を減少させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組んでいく必要があり、特定既存耐震不適格建築物で、多数の者が利用する建築物について、積極的に耐震化を促進する。

(2) 住宅

市民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、早期の支援が届きにくい中でも、できるだけ早く通常の暮らしに戻るために、様々なりスクやストレスを抱えての避難所生活ではなく、住み慣れた我が家で過ごす（在宅避難）を可能とするために、欠かすことのできない備えであるといえます。

加えて、災害発生後の応急対応やがれき撤去の復興作業など、社会全体の負担を軽減するための、減災の取組みの大きな要素でもあることから、引き続き住宅の耐震化を積極的に促進します。

当初計画においては、住宅の耐震化率の目標を令和2年度末までに90%としていたが、現状では78%と目標達成できていない現状ではあるが、このような住宅の耐震化の緊急性を考慮し、令和7年度末までに95%以上となることを目標とします。

表 2-3 住宅の耐震化率の現状と目標 (単位: %)

区 分	現状の耐震化率 (平成30年度)	目標の耐震化率 (令和7年度)
住 宅	78	95

(3) 多数の者が利用する建築物

当初計画に掲げた、多数の者が利用する建築物のうち大地震時に機能すべきものについての耐震化率の目標を令和2年度末までに90%に掲げ、各種施策などを進めてきました。本計画では、これまでの各種取組みの効果や老朽化している建築物の建替え、除却などの状況を踏まえ、令和7年度末までに95%以上となることを目標とします。

表 2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

建築用途	規模要件	建築年		合計棟数	耐震改修済(b)	耐震性有(a+b)	耐震化率(%)
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以後(a)				
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)	3階以上かつ1,000㎡以上	4	2	6	3	5	83
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	16	11	27	16	27	100
上記以外の学校(幼稚園は除く)	3階以上かつ1,000㎡以上	2	4	6	0	6	100
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	1階以上かつ1,000㎡以上	0	4	4	0	4	100

老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2	10	12	0	10	83
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		1	3	4	0	3	75
幼稚園及び保育所	2階以上かつ500㎡以上	3	5	8	2	7	88
病院及び診療所	3階以上かつ1,000㎡以上	3	18	21	0	18	86
公営住宅、改良住宅等	3階以上かつ1,000㎡以上	11	7	18	3	18	100
ホテル及び旅館	3階以上かつ1,000㎡以上	1	6	7	0	6	86
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	2	5	1	3	60
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館及び図書館		1	0	1	0	0	0
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		0	1	1	0	1	100
合計（1号特定建築物）		47	73	120	27	105	88

表2-5 多数の者が利用する耐震化率の現状と目標（単位：％）

区分	現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
多数の者が利用する 建築物	88	95

(4) 緊急輸送路沿いの建築物

D I D地区（人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/k㎡以上の国勢調査区が集合している地域）内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路（以下「緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物

等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 今後の取組みの方向性

住宅・建築物の耐震化をより一層促進するためには、【普及啓発】【財政的支援】【相談・実施体制の整備】を連動させながら、取り組んでいくことが重要です。

また、大規模地震に備えるためには、住宅の所有者本人だけでなく、家族や近隣、学校、企業、また高齢者を日常的に支える専門家など、より多くの方に「住まいの耐震化」を地域全体の課題として捉え、減災・防災対策の柱として、様々な場面で考えてもらうよう、関係者とも連携した普及啓発に取り組むことが必要であり、県と連携しながら地域の実情に応じたきめ細やかな取組みを進めることとします。

2 役割分担

建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県及び市並びに（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会及び（一社）香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を推進するものとする。

（1）県の役割

ア 香川県耐震改修促進計画の策定

- ① 実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ③ 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の推進

- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
 - ⑤ 「香川縣市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDC A監理・とりまとめ調整
- ※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

イ 耐震診断、耐震改修の推進及び促進

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ⑥ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断改修等への間接補助
- ⑦ 通行障害既存不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ⑧ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- ⑨ 法に基づき県が指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ⑩ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ⑪ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ⑫ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200 m²を超え

るもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が $2\text{ kg}/\text{m}^2$ を超えるもの。以下「特定天井」という。)の脱落防止対策

- ⑬ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑭ 家具の転倒防止対策の啓発活動
- ⑮ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑯ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑰ 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ⑱ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ⑲ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ③ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供
- ⑤ 住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催

エ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 耐震診断、耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- ② 「低コスト工法」※2 の普及啓発
- ③ 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ④ 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置

- ⑤ 市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ⑥ 建築関係団体が行う施策への協力
- ⑦ 耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートを採用による設計のことを指しています。

また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は「木造住宅低コスト 耐震補強の手引き」において、評価番号がA-※※※であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法用いた方法としています。

県では平成30年度より、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に取り組んできたところであり、補助制度を活用して耐震改修工事を実施した住宅のうち、同工法を採用したものは直近で6割を超え、「低コスト工法」は浸透しつつあります。

(2) 市の役割

本市は、基礎的自治体として地域住民の生命と財産を保護する取組みを含め、地域の実情に応じた施策に取り組めます。

ア 市耐震改修促進計画の策定

- ① 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ② その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 市の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ④ 支援制度の創設の検討
- ⑤ 「アクションプログラム」の策定とPDCAの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 市有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改

修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も
含む。)

- ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ⑤ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑥ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助
- ⑦ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ⑧ 民間建築物の耐風診断、耐風対策への補助
- ⑨ コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び
建築設備の耐震対策指導（特定行政庁）
- ⑩ 県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下
防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ⑪ 家具の転倒防止対策の促進
- ⑫ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（所管行政庁）
- ⑬ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等（所管行政
庁）
- ⑭ 建築基準法第10条に基づく勧告等（所管行政庁）

ウ 普及、啓発等

- ① 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関する情報の提供
- ③ 耐風対策に関する情報の提供
- ④ 自治会組織を活用しての耐震化の啓発
- ⑤ 建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

エ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会等への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 自治会との連携及び相互協力
- ⑥ 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ⑦ 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県と連携を図りながら、各種施策への協力を行います。

ア 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 耐震化に関する情報の提供
- ④ 耐震改修に併せて実施するリフォーム工事の補助に関する情報の提供

ウ 技術者の養成

- ① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ② 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者の役割

建築物の所有者等は地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努める。

ア 耐震診断、耐震改修等の実施

- ① 住宅・建築物の耐震診断
- ② 耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ③ 総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ④ 建築設備の耐震対策
- ⑤ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物に敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、第3号により香川県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により観音寺市耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

大規模な地震が発生した場合、避難活動や救急活動をはじめ、物資の供給、諸

施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施する必要があることから、県では「香川県地域防災計画」において、大規模地震発生時など非常事態に対応した交通網の確保を図るための必要な道路（緊急輸送路）を定めています。

4 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

市は、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とし、重点的に耐震化すべき事項を定め支援し、耐震化を推進させるものとする。

(1) 建築物の所有者等が実施する事業に対する支援

- ① 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ③ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ④ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助
- ⑤ 民間建築物の耐風診断・耐風対策への補助
- ⑥ 法に基づき指定する避難路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑦ 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ⑧ 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① D I D地区（平成22年国勢調査による人口集中地域）
- ② 地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
- ③ 法に基づき指定する避難路沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ② 緊急輸送路沿道建築物
- ③ 要緊急安全確認大規模建築物
- ④ 要安全確認計画記載建築物
- ⑤ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎
- ⑥ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ⑦ 災害時に救護施設となる病院
- ⑧ その他、特定既存不適格建築物のうち、多数の者が利用する建築物で表
2-4に掲げるもの

(4) 優先的に耐震化を図る公共施設の選定

地域の実情を考慮し、原則として下記の公共施設について優先的に耐震化を図るものとします。

- ① 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達等施設となる庁舎等
- ② 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ③ 災害時に救護施設となる病院
- ④ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑤ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある下記の道路を、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として定める。

- ① 地域防災計画に定める緊急輸送道路や避難路

5 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 相談体制の整備、情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口に常備し、配布する。それらを活用し、市民に説明を行うとともに、公民館等に配布し、啓発を実施する。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報誌を通じて、市民に広く普及していくよう努める。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームとあわせて実施することが、費用負担の軽減等、有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(4) 自治会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。市は、自治会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため出前講座の開催など要望に応じた必要な支援を行い啓発等に努める。

6 安心して耐震診断及び耐震改修を行うための環境整備

(1) 住宅の耐震化を推進するための3本の柱

県と連携し、【市民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり】、【「住宅の耐震化」の重要性を認識してもらおうきっかけづくり】、【耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり】を住宅の耐震化を強力に推進するための3

つの柱として位置づける。

① 【市民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり】

- ・住宅所有者個別のニーズや疑問にきめ細かく応える機会の提供を行う。
- ・低コスト工法をはじめとしたより安価な耐震改修工事の実現に取り組む。
- ・行政及び建築士、改修事業者等のネットワークづくりに取り組む。

② 【「住宅の耐震化」の重要性を認識してもらうきっかけづくり】

大規模地震に備えて、早期の復興や避難生活を長引かせないために、被災後の生活も見据えた住まいの減災対策である「在宅避難」をキーワードとして、住宅の耐震化や家具の転倒防止等の耐震対策を促します。また、さまざまな機会を捉えて耐震対策の普及啓発に努める。

- ・減災対策の一環として住宅の耐震化を捉える。
- ・各地区における総合防災訓練等の多様な場での普及啓発。
- ・地域に密着した普及啓発を進めるため、市職員の耐震対策に必要な知識の習得に努める。

③ 【耐震診断をした住宅を耐震改修工事確実につなげるための仕組みづくり】

本格的な改修工事だけでなく、簡易改修工事や耐震シェルター・耐震ベッドの設置に対する補助制度を設けるなど、市民が自分に合った住宅の耐震化に向けて複数の選択肢を選定できるよう努める。

- ・診断結果に関する分かりやすい説明や改修工事に要する費用の目安の提示など、きめ細やかな情報提供を行う。
- ・耐震化の相談から、耐震診断・耐震改修工事までを一連の事業と捉え耐震化をスムーズに実現してもらうため、支援制度の充実や手続の合理化等を図る。

上記の3本の柱を踏まえ、県と市町で連携して、「香川縣市町住宅耐震化緊急促進ア

クションプログラム」を策定し、普及啓発や相談・実施体制の整備に取り組めます。アクションプログラムには、住宅耐震化率の目標達成のための評価指標等と連動させた取り組み目標や、具体的に実施する取り組み内容を記載し、取り組みの実施状況の確認や効果の検証を行い、毎年度見直しを行い公表します。

7 地震時の総合的な安全対策に関する概要

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、倒壊した場合には、避難や救助活動の妨げになるとともに、下敷きになり死傷する可能性がある。

自治会や自主防災組織等、また広報誌を通して危険なコンクリートブロック塀等の安全対策の啓発を行うとともに、危険なコンクリートブロック塀の所有者に対し改善を働きかける。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

地震により体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合や、避難路や通学路に面する建築物の窓ガラス等が落下した場合、死傷する可能性があるとともに、その施設として機能できなくなる可能性がある。このため市所有建築物について、大規模空間に架かる天井の脱落防止や、窓ガラス等の非構造部材の脱落防止について、対策に努める。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなるため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。特に、重点的に耐震化を図るべき市所有建築物を対象に、建築設備の耐震化に努

める。

(4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時や救助活動の妨げにもなる。また、場合によっては、死傷する可能性があるため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の固定等の転倒防止対策の普及を働きかける。

(5) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても、改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、市所有建築物について既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置の整備や改良について、改善に努める。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に伴い、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善に努める。

8 地震発生時に通行を確保すべき道路

本市においては、「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」（緊急輸送道路）を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定し、沿道の住宅・建築物の耐震化を図るものとする。

なお、これらの道路は、住宅・建築物耐震改修事業において令和2年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」とする。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する周知・啓発

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

ア 住宅

一定の条件を満たす住宅に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）の助成を行う。また、耐震改修に関連して同時に行うリフォームに対しても助成を行う。

イ 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路のうち、特に県が指定した路線の沿道の一定の条件を満たす住宅及び建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

ウ 要安全確認計画記載建築物

法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・補強設計・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

エ 民間建築物の耐風対策

一定の条件を満たす瓦屋根（粘土瓦及びプレスセメント瓦）を有する市内に在る民間建築物に対して、国の補助制度を活用し、市の予算の範囲内で、耐風診断・耐風対策費の助成を行う。

オ 民間危険ブロック塀等の安全対策

一定の条件を満たす道路等に面する危険ブロック塀等に対して、国の補助制度を活用し、市の予算の範囲内で、撤去費の助成を行う。

(2) 内容等

助成制度の内容等については、別途要綱等において定める。

2 融資制度及び税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

ア 住宅に係る税制度

所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除

固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

イ 事業用建築物

所得税及び法人税：事業者が行う特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事で法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

※ 融資制度、税制度については、本計画改正時のものであり、制度が変更になる場合がある。

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

市有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設(防災拠点施設)を優先的に、耐震化を推進する。

① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設

- ・災害対策本部設置庁舎、支所等

② 避難場所に指定されている施設

- ・体育館、公民館等

③ 救護施設

- ・診療所、保健センター等

④ 要配慮者施設

- ・社会福祉施設等

⑤ その他

- ・消防署等

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物(法第14条各号に規定する建築物)

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、2「特に耐震化を図るべき建築物及び目標」を念頭に置き、法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の市有建築物

その他の市有建築物についても、その建築物の使用状況等を勘案の上、必要

に応じて耐震性の確保を図るものとする。